

# 須影駐在所



## 外国人の不法就労 防止にご協力を！



### ○不法就労となるのは次の3つ

- ①不法滞在者や被退去強制者が働くケース
- ②出入国在留管理庁から働く許可を受けてないのに働くケース
- ③出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

※雇用主のみなさんへ

不法就労は雇用者も処罰の対象になります。  
雇用するときは、必ず在留カードの確認を！



## 違法薬物に関する 情報提供のお願い

- ・薬物を持っているのを見たり聞いたりした
- ・覚醒剤を外国から持ち込む話を聞いた
- ・覚醒剤のようなものを預けられた
- ・隣の部屋で大麻栽培をしているかもしれない



連絡お待ちしております。

- 埼玉県警察本部組織犯罪対策第一課：「048-832-0110」
- 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター  
「ホワイトテレフォン048-822-4970（やめてニコニコよくなれ）」

羽生警察署  
048-562-0110  
須影駐在所  
048-561-1240



## 国外運転免許証の手続き

※ 手数料の支払いは原則「キャッシュレス決済」のみとなり、窓口で現金の使用はできませんのでご注意ください。

### ●即日交付を希望する方

- ・**運転免許センター（鴻巣市）**  
（月曜～金曜、午前 9 時00分～11時00分  
午後 1 時00分～4 時15分）
- ・**再交付・国外運転免許センター  
（大宮ソニックシティビル4階）**  
（月曜～金曜、午前 9 時00分～11時30分  
午後 1 時00分～4 時15分）



### ●後日交付でも良い方

- 県内警察署の運転免許窓口  
（鴻巣署を除く）  
（月曜日～金曜日、午前 9 時00分～午前11時30分、午後 1 時00分～午後 4 時15分）
- ※交付まで 2～3 週間

↑が羽生警察署のホームページです。

